

平成 13 年 11 月 19 日

一部報道への当行の対応について

当行に対する根拠のない一部報道に対して、11 月 19 日(月)、下記の通り謝罪文の掲載を求める請求を通知しましたので、公表いたします。

当行としましては、今後もこうした報道に対しては、断固たる姿勢で対応してまいります。

通 知 書

冠省

被通知人株式会社講談社発行の週刊現代 12 月 1 日号において、「株価 76 円あさひ銀行は大丈夫か」と題した当行に関する以下の記事が掲載されております。(一部抜粋)

1 . 39 頁 1 段目 4 ~ 7 行

要するに、あさひ株が 76 円まで急落したのは、市場が一斉にあさひから逃げ出した結果だったというわけだ。

2 . 39 頁 2 段目 12 ~ 19 行

これに対してあさひ側が猛烈に抗議。テレビ朝日は、翌週の放送で舛添議員の謝罪コメントを読み上げたが、司会の田原総一郎氏が「間違ったことをいった覚えはないんだけどな」と、付け足す場面

もあった。

3 . 4 0 頁 1 段目 6 行 ~ 2 段目 1 9 行

経済ジャーナリストの須田慎一郎氏はこういう。「あさひ銀行の特別検査の対象に青木建設が入ることは間違いありません。現在、青木建設は『要注意先』に分類されているが、これが金融庁の特別検査で『破綻懸念先』に下げられると、あさひは大打撃を受ける。5%だった引当金を、70%までに増やさなければならなくなるのです。」(略)あさひの場合、青木建設の債務者区分が引き下げられ、貸出残高が約1000億円であることが事実ならば、約50億円(5%)で済むはずだった引当金が、一気に約700億円(70%)に跳ね上がる。これが、同行の自己資本を直撃するのでは、と危惧されているのだ。「外部からの資本注入を待たない限り、いまのあさひに、引当金を積み増す体力はないでしょう」(前出・須田氏)

4 . 4 0 頁 1 段目 2 6 行 ~ 2 段目 2 9 行

経済評論家・奥村宏氏の意見は手厳しい。「合併話が起きるまで、両行の進路の方向性は、まったく違っていた。大和は、関西のリテールに重点を置くスーパー・リージョナル・バンクとして生き残る

と宣言し、あさひは、中小企業と個人中心の全国展開を模索していた。それをなんの必然的根拠もなく、ドタバタ劇で方向転換するのは、危ない綱渡りに等しい。空中分解する危険性を多分に含んでいる」

5 . 4 0 頁 2 段目 3 0 行 ~ 3 段目 2 行

あさひ銀行は、各行が次々と統合しメガバンク化していく中で、迷走を続けてきた。

6 . 4 0 頁 3 段目 1 3 行 ~ 1 5 行

あさひは三和主導となることを恐れ、わずか3ヵ月後に離脱。

7 . 4 0 頁 3 段目 2 1 行 ~ 3 3 行

「(略)いちばんの問題は、埼玉銀行時代の不良債権の劣化が、統合発表後に発覚したといわれている点です。大和側も、不良債権については、両行同水準まで処理してからにしたいと、あさひ側に伝えている。あさひが、新たに膨らんだ不良債権を統合までに自力で処理できるのか。(略)」(前出・斎藤氏)

上記1 .については、株価下落は投機的な売買によるものであり、

「市場が一斉にあさひから逃げ出した結果だった」とする記述は明らかに事実と異なる虚偽を報道するものであり、当行の信用を毀損するものであります。

上記 2 . については、田原氏が舛添氏の謝罪コメントに対して「間違っただことを言った覚えはない」と付け足したとする記述は事実と相違しており、田原氏は自らの発言について、間違っただことを言ったつもりはないが、誤解を与えたとすれば、それは大変申し訳ないと陳謝したものであり、この記述は当行の信用を毀損するものであります。

上記 3 . については、全くの憶測に基づく虚偽を報道するものであり、徒に当行に対する信用不安を抱かせるものであります。当行の自己資本比率は直近の決算期である 1 3 年 3 月期において 1 1 . 4 1 % であり、不良債権処理余力は十分にあるものと考えております。従って「外部からの資本注入を待たない限り、いまのあさひに、引当金を積み増す体力はないでしょう」とする記述は、当行を徒に中傷し、当行の信用を毀損するものであります。

上記 4 . については、当行は従来より首都圏を中心として、地域

密着を基本に、リテール分野に特化した経営戦略をとり、志を同じくする有力地域金融機関との提携を視野に入れ、リテールバンキングでの新しいビジネスモデルの構築を目指してきております。地域密着、リテール特化、有力地域金融機関との提携を展望する点等において大和銀行との進路の方向性は一致しており、「進路の方向性がまったく違う」「必然的根拠もなくドタバタ劇で方向転換する」などの記述は虚偽を報道するものであり、当行の信用と名誉を毀損するものであります。

上記5．については、複数のアライアンス候補社と交渉することは、経営として当然とすべき戦略であり「迷走を続けてきた」とするのは全く事実を歪曲して報道するものであり、当行の信用と名誉を毀損するものであります。

上記6．については、三和銀行、東海銀行との統合見送りは、当初、持株会社を活用して、各行の持つ特質と優位性を活かした統合を行うとともに、地域金融機関に門戸を開放する構想でありましたが、3行での話し合いを進める中で、統合方法に関する意見の相違から、お客さまの便益向上や当行の持つ特質と優位性を活かす統合

が困難と判断いたしましたものであります。「三和主導となることを恐れ」ということは全く事実を歪曲して報道するものであり、当行の信用と名誉を毀損するものであります。

上記7.については、「埼玉銀行時代の不良債権の劣化が、統合発表後に発覚した」という事実はなく、また、「あさひが、新たに膨らんだ不良債権を統合までに自力で処理できるのか。」とする記述も、明らかに事実と異なる虚偽を報道するものであり、当行の信用を毀損するものであります。

上記のような根拠のない報道は、虚偽の風説を流布して、当行の信用を著しく毀損し、かつ、当行の業務を妨害するものであり、多くの顧客・株主などに当行に対する信用不安を徒に抱かせるばかりか、公然と虚偽の事実を摘示して当行の名誉を著しく毀損するものであり、到底看過できないものであります。

そこで、当行は、本書にて被通知人らに対して、次号（11月26日発売）週刊現代のなかで、上記各記述につき、根拠がないものであった旨を報道し、当行の名誉と信用を回復するに十分なる謝罪文を掲載するよう請求します。本請求に対するご回答を11月21

日（水）迄に願いたい。

被通知人らが、通知人あさひ銀行の上記要求に従わないときは、  
不本意ながら被通知人らに対して断固たる法的手続きをとることと  
いたしますのでご承知下さい。

以上通知する。

後略

平成13年11月19日

東京都千代田区大手町1 - 1 - 2

通知人 株式会社あさひ銀行

代表取締役 岩城 勝良

東京都文京区音羽2 - 12 - 21

被通知人 株式会社講談社

代表取締役 野間 佐和子 殿

被通知人 週刊現代編集部

編集長 鈴木 章一 殿